

質問第一二二号

サンルダム建設に係る各種専門家に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十二月四日

紙
智
子

参議院議長 江田 五月 殿

サンプルダム建設に係る各種専門家に関する再質問主意書

先に提出した質問主意書に対する政府答弁書（内閣参質一七〇第九四号）には、疑問点や答弁されていない項目があるので、再度以下のとおり質問する。

一 国土交通省審議会等における各種専門家委員の歴任・兼任について

天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議（以下、「専門家会議」という。）委員もしくは天塩川流域委員会委員であつて、国土交通省もしくは北海道開発局（以下、「開発局」という。）が主催する他の審議会・委員会等委員を歴任・兼任する委員は、各委員ごとにその審議会等の名称及び委嘱年度を示されたい（過去十年分）。

なお、審議会・委員会等とは国土交通省設置法第六条に規定するものに限定せず、国土交通省、開発局及び各開発建設部が主催したものすべてを対象とする。

例えば、国土交通省が私に提出した資料「平成八年度から一七年度に北海道開発局が主催した委員会・懇談会等（個別事業の推進に係るもの）」には、本局の「北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会」「環境に係る情報協議会」をはじめ、十一の開発建設部の各種「事業評価専門委員会」「検討委員会」

「懇談会」「技術検討会」「自然再生協議会」「整備委員会」等々が多数示されており、これらは当然対象となる。

また国土交通省設置法第六条に規定する社会資本整備審議会であれば、河川整備基本方針検討小委員会等、すべての部会、小委員会まで含むという主旨である。

二 各種専門家の現職名の公表について

1 専門家会議副座長の栗倉輝彦・元北海道立水産孵化場長は現在、株式会社北開水工コンサルタントに所属すると承知しているが、同社は開発局の事業を受注しているのではないか。また副座長の同社における役職名、常勤、非常勤の別を示されたい。

2 同社の開発局からの事業受注実績の件数、そのうち随意契約件数、契約金額を年度ごとに示されたい（過去十年分）。

3 これまで国土交通省への資料要求や前回の質問主意書で、専門家会議委員の中で開発局から受注実績のある企業・公益法人に所属する委員名、契約実績を質してきたが、これまでの回答・答弁には副座長に関する事実が記載されなかったのはなぜか。

4 前回答弁書は専門家会議委員を「魚類等に関する学識経験や知見を有する専門家」としているが、委員八名のうち北海道庁職員一名を除く七名全員が開発局からの受注企業・公益法人、即ちダム事業等で利益を得る企業・公益法人に所属していることは、専門家としての知見を聴く上で不適切ではないか。

5 前回答弁書によれば、委員名簿における各委員の所属等は「これらの専門分野に関する各委員の経歴のうち、委員の委嘱に当たって重視したものを記載している」ということだが、即ち国土交通省は委員の現職名を公表することを否定しないと解してよいか。

事業者である開発局だけでなく、ダム事業に関わるすべての利害関係者が委員の適格性を総合的に判断できるよう、また委員選任基準の透明性を高めるため、委員のすべての現職名、研究履歴を公表すべきではないか。

三 開発局事業を受注する国土交通省所管の公益法人について

1 前回答弁書で、専門家会議の辻井達一座長を含む委員三名が国土交通省所管の五公益法人の役員を兼任している事実と当該公益法人の受注実績が初めて明らかになった。これまでの資料要求に対し、国土交通省が回答したのは北海道庁所管の公益法人と企業の一部であった。開発局と過去五年間に五十億円

もの契約実績をもつ財団法人河川環境管理財団をはじめとする五公益法人に委員が所属している事実を、国土交通省はなぜこれまで明らかにしなかったか。

2 開発局は委員選任の際、座長らが国土交通省所管公益法人に所属する事実を確認していなかったのか。仮に確認していた場合、選任を見送ったか。

3 国土交通省所管の財団法人日本グラウンドワーク協会、社団法人北方圏センター、財団法人水利科学研究所、財団法人河川環境管理財団、社団法人河川ポンプ施設技術協会への国土交通省からのいわゆる天下り、即ち国土交通省離職職員の再就職について、氏名、年齢、国土交通省における最終官職、離職年月日、再就職法人における役職名、再就職年月日、常勤、非常勤の別、人事院承認の有無を各法人ごと、年度別に明らかにされたい（過去十年分）。

またそれら法人における理事長、理事らの役員報酬年額、退職金額を常勤・非常勤の別に示された
い。

右質問する。

内閣参質一七〇第一二二号

平成二十年十二月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員紙智子君提出サンルダム建設に係る各種専門家に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出サンルダム建設に係る各種専門家に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

二の1及び2について

株式会社北開水工コンサルタントは、国土交通省北海道開発局との契約実績を有しており、お尋ねの「件数、そのうち随意契約件数、契約金額」については、集計の作業が膨大であること及び関係する資料の保存期間が経過しているものもあることから、網羅的にお答えすることは困難であるが、現時点において同省で把握している限りでは、次のとおりである。

平成十五年度	二百二十六件（うち随意契約件数百七十三件）	約八億三千三十七万円
平成十六年度	二百三十二件（うち随意契約件数百七十六件）	約十一億九千四百八十一万円
平成十七年度	二百六十三件（うち随意契約件数二百二十件）	約十億六千二百二十三万円
平成十八年度	二百七十七件（うち随意契約件数二百二十八件）	約十三億三千四百二十万円
平成十九年度	二百八十七件（うち随意契約件数二百二十九件）	約十三億三千三万円

また、御指摘の副座長に関するお尋ねについては、個人に関する情報であるため、答弁を差し控えたい。

二の3について

御指摘の「これまでの回答・答弁」については、前回答弁書（平成二十年十二月二日内閣参質一七〇第九四号）一の5について述べたように、「これまでの回答・答弁」の時点において国土交通省で把握しており、かつ、個人情報保護の観点から支障のない限りにおいてお答えしたものである。

二の4について

天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）の委員については、前回答弁書二の3及び4について述べたとおり、専門家会議の設置目的に沿って、適切な人選が行われたと認識している。

二の5について

専門家会議の委員に関する情報の開示については、前回答弁書四について述べたとおり、その設置目的等を踏まえて、今後とも適切に行ってまいりたい。

三の1について

御指摘の「資料要求」への回答については、専門家会議の各委員から提供を受けていた勤務先の情報に基づいて行ったものである。

三の2について

国土交通省北海道開発局においては、専門家会議の委員の委嘱に当たって、委員を委嘱する者各人が所属する同省所管の公益法人について、網羅的に把握していたわけではない。いずれにしても、専門家会議の委員については、前回答弁書二の3及び4について述べたとおり、専門家会議の設置目的に沿って、適切な人選が行われたと認識している。

三の3について

関係する資料の保存期間が経過しているものもあることから、お尋ねについて網羅的に答えすることは困難であるが、平成十六年度から平成十八年度までの間に国土交通省の課長・企画官相当職以上で退職し、御指摘の法人に再就職した者の氏名、同省を退職した時点における年齢及び官職、同省を退職した年月日、当該法人における再就職時の役職及び常勤又は非常勤の別並びに当該法人に再就職した年月日について、現時点において同省で把握している限りにおいてお示しすると、各法人ごとにそれぞれ次のとおり

である。なお、国家公務員の公益法人への再就職に当たっては、人事院の承認は不要とされている。

①財団法人日本グラウンドワーク協会

該当なし

②社団法人北方圏センター

該当なし

③財団法人水利科学研究所

該当なし

④財団法人河川環境管理財団

平成十六年度

田村公一 五十六歳 近畿地方整備局猪名川総合開発工事事務所長 平成十六年七月一日 大阪事務

所長 常勤 平成十六年八月一日

小林正典 五十五歳 中国地方整備局長 平成十六年七月一日 技術参与 常勤 平成十六年七月十

六日

平成十七年度

石島威 五十五歳 関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所長 平成十七年七月一日 研究第一部

次長 常勤 平成十七年七月十六日

平成十八年度

篠崎実 五十七歳 関東地方整備局総務部総括調整官 平成十八年四月一日 総務部次長兼契約課長

兼東京事務所総務課長 常勤 平成十八年四月二日

清治真人 五十七歳 技監 平成十八年七月十一日 顧問 非常勤 平成十八年七月三十一日

鈴木俊行 五十八歳 北海道開発局留萌開発建設部次長 平成十八年七月十一日 北海道事務所長

常勤 平成十八年八月一日

⑤ 社団法人河川ポンプ施設技術協会

平成十六年度

相原正之 五十三歳 大臣官房付 平成十六年四月一日 事務局長 常勤 平成十六年四月二日

平成十七年度及び平成十八年度 該当なし

また、お尋ねの「理事長、理事らの役員報酬年額、退職金額」については、個人に関する情報であるため、答弁を差し控えたい。